

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

中部（愛知）国民年金 事案 3752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年3月まで

私は、20歳（昭和42年*月）になった頃は、両親と一緒に自宅で自営業を営んでおり、母親が国民年金の加入手続や私が結婚するまでの国民年金保険料納付を行ってくれたと思う。母親は亡くなっている所以詳細は不明だが、町内の方が毎月集金に来ていたので、当然、私の保険料も一緒に集金されていたはずである。母親は、性格的に国民の義務は守る方なので、私の将来に対して不安が無いように私の保険料も一緒に納付していたと思うので、集金の際に不正があったとしか考えられない。集金人は亡くなっており、証拠となる資料も無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする母親についても、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月又は同年4月頃にA市において払い出されたものと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、42年*月*日（20歳到達日）まで遡って被保険者資格

を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、上述の加入手続時期（昭和51年3月又は同年4月頃）を基準とすると、申立期間のうち、49年1月から同年3月までを含む同年1月から50年3月までに係る過年度保険料の納付書が発行されたものと考えられるところ、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、当該過年度納付書が発行されたとみられる期間のうち、申立期間直後の49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、51年4月頃に過年度保険料として納付されていることが確認できることから、前述の加入手続を行い納付意識の高かった母親が、申立期間のうち、49年1月から同年3月までの保険料も同様に、過年度保険料として遡って納付したと考えても不自然ではない。

一方、上述の加入手続時期（昭和51年3月又は同年4月頃）を基準とすると、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であったことから、母親が国民年金保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられるほか、申立期間のうち、42年3月から48年12月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、母親は当該期間の保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の集金の際に不正があり、保険料が未納とされているのではなかろうかとの主張をしているが、申立期間の保険料納付を行ったとする母親は亡くなっていることから当時の状況の詳細は不明であるほか、A市によると、当時保険料の徴収を委嘱していた国民年金協力員について、具体的な選任の記録は現存しておらず、不正行為等の有無を確認できる資料は無いとしていることから、申立期間のうち、昭和42年3月から48年12月までの保険料が納付されていたとする事情までは見いだせない。

さらに、母親が申立期間のうち、昭和42年3月から48年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（三重）国民年金 事案 3753

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、婚姻（昭和53年4月）した頃に国民年金に加入したが、加入手続は、夫が行ってくれた。家計のことは、全て義母が行っており、国民年金保険料は義母が納付してくれたと思う。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料は、夫は納付済みとされているのに、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、婚姻（昭和53年4月）後の35年余りの国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立期間の保険料を納付していたとする義母については、国民年金制度発足当初の36年4月から、義母が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫については、20歳到達時から、それぞれ60歳に到達するまでの保険料は全て納付済みであることから、家計のことを行っていたとする義母の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人については、婚姻後から申立期間直前の昭和54年12月までの国民年金保険料が、現年度保険料として納付されており、申立期間直後の昭和55年度1期分から口座振替により夫名義の金融機関口座から保険料を納付する手続を行っていることが確認できる。このことから、保険料の納付意識の高かった義母が、口座振替により保険料の引き落としが開始されるまでは、申立人に係る申立期間の保険料をそれまでと同様の納付方法により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年10月から7年9月までは16万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、8年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月は17万円、同年5月は26万円、同年10月及び同年12月は24万円、9年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年5月から同年10月までは26万円、10年2月は28万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年7月は28万円、同年8月から同年12月までは30万円、11年9月から12年4月までは32万円、同年6月から13年10月までは30万円、同年11月及び同年12月は32万円、14年2月から同年4月までは30万円、同年5月及び15年2月から同年6月までの期間は32万円、同年7月から同年10月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月、8年4月、同年6月から同年9月まで、同年11月、9年4月、同年11月から10年1月まで、同年6月、12年5月、14年1月及び同年6月から15年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年10月、8年4月、同年6月から同年9月まで、同年11月及び9年4月は26万円、同年11月から10年1月までの期間及び同年6月は30万円、12年5月、14年1月及び同年6月から15年1月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、平成6年10月から10年12月までの期間及び11年9月から15年10月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から15年10月まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間について標準報酬月額が低い記

録になっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年10月から10年12月までの期間及び11年9月から15年10月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において17万円から56万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、16万円から41万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成6年10月から7年9月までは16万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、8年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月は17万円、同年5月は26万円、同年10月及び同年12月は24万円、9年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年5月から同年10月までは26万円、10年2月は28万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年7月は28万円、同年8月から同年12月までは30万円、11年9月から12年4月までは32万円、同年6月から13年10月までは30万円、同年11月及び同年12月は32万円、14年2月から同年4月までは30万円、同年5月及び15年2月から同年6月までの期間は32万円、同年7月から同年10月までは30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年10月、8年4月、同年6月から同年9月まで、同年11月、9年4月、同年11月から10年1月まで、同年6月、12年5月、14年1月及び同年6月から15年1月までの期間については、上記給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（7年10月、8年4月、同年6月から同年9月まで、同年11月及び9年4月は26万円、同年11月から10年1月までの期間及び同年6月は30万円、12年5月、14年1月及び同年6月から15年1月までの期間は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間のうち、平成6年10月から10年12月までの期間及び11年9月から15年10月までの期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため不明であるが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンラ

イン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8607

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年3月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の被保険者資格の喪失日は49年7月4日であると認められることから、申立人のA事業所における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年10月頃まで

昭和48年3月にA事業所に就職し、49年10月頃まで勤務したにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時の給与明細書等の資料を保管していないが、調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「記号番号払出簿」という。）及びA事業所の事業を継承しているB事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（以下「資格取得確認通知書」という。）により、申立人は、A事業所において昭和48年3月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるものの、B事業所は申立人に係る人事記録及び資格喪失に関する資料を保管していないため、資格喪失日については確認できない。

また、「A事業所に就職後に病院へ入院していた。退院後に復職した。」と申立人が主張していることについて、同僚がその旨を証言していることから、申立人の主張は信ぴょう性が認められるところ、A事業所において申立人を記憶する同僚のうち、最も資格取得日の遅い同僚の記録は、昭和49年7月3日取得であり、申立人は、少なくとも同日までは同事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、記号番号払出簿により、A事業所において、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が同僚と連番にて払い出されていることが確認できるところ、当該同僚については、氏名、払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号及び健康保険被保険者証の番号が記載された同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認することができるものの、申立人については、当該被保険者原票は見当たらず、また、申立人の健康保険被保険者証の番号は欠番となっている。

このことについて、日本年金機構C事務センターは、申立人に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、被保険者原票が見当たらない理由について、「詳細は不明である。被保険者資格の取得取消しを行った場合が考えられるものの、通常であるならば、被保険者資格の取得取消しを行った場合には、記号番号払出簿にその旨を記していたが、申立人に係る記号番号払出簿には取得取消しの記載が無く、被保険者原票を紛失した可能性も考えられる。」と回答していることから、当時、社会保険事務所における被保険者記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和48年3月27日として社会保険事務所に届け出たことが認められ、かつ、申立人の同事業所における資格喪失日を49年7月4日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る資格取得確認通知書から、3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和49年7月4日から同年10月頃までについて、当該期間にA事業所において被保険者資格を取得した同僚からは、申立人を記憶しているとの証言は得られないことから、当該期間において、申立人の勤務を推認することができない。

また、B事業所は、上記の申立人に係る資格取得確認通知書のほかに、人事記録、賃金台帳及び社会保険に関する資料等を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間において勤務していたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していないとしている。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は81万2,000円、申立期間⑤は81万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は60万5,000円、申立期間③は95万円、申立期間④は75万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年12月13日
⑤ 平成19年12月18日

申立期間にA法人から賞与をもらったが、記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び⑤について、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された給与支給明細書（賞与分）（以下「賞与関連資料」という。）から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は81万2,000円、申立期間⑤は81万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについて、賞与関連資料から判断して、申立人は、62万円から99万9,000円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、60万5,000円から95万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間②は 60 万 5,000 円、申立期間③は 95 万円、申立期間④は 75 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「資料は残っていないが、届出はしていた。」と回答しているが、このほかに確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は39万2,000円、申立期間⑤は44万1,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は27万6,000円、申立期間③は37万2,000円、申立期間④は38万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 18 日
② 平成 17 年 7 月 20 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日
④ 平成 18 年 12 月 13 日
⑤ 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間にA法人から賞与をもらったが、記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び⑤について、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された給与支給明細書（賞与分）（以下「賞与関連資料」という。）から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は39万2,000円、申立期間⑤は44万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについて、賞与関連資料から判断して、申立人は、28万3,000円から41万9,000円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、27万6,000円から38万9,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間②は27万6,000円、申立期間③は37万2,000円、申立期間④は38万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「資料は残っていないが、届出はしていた。」と回答しているが、このほかに確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社における資格喪失日（平成3年11月1日）に係る記録を取り消し、同年10月31日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月1日から同年9月1日まで
② 平成3年10月31日から同年11月1日まで

私は、申立期間①及び②において、B社、A社、C社、あるいはD社（後にE社、現在は、F社）などと会社名の変更はあったものの、継続して関連会社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の記録及びE社の異動日に係る回答から判断して、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（平成3年11月1日に同社からD社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）において決定したあっせん案の報告に基づく22年12月14日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、申立人のA社における資格喪失日は3年11月1日、標準報酬月額は26万円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、i) 申立人と同様にA社において平成3年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、D社において同年11月1日に被保険者資格を取得している申立人と同職種の同僚は、「A社からD社への異動の際、社名が変更されることに伴い、申立期間②は健康保険が使えな

くなり、厚生年金保険の記録が空くと聞いた。当該期間は、国民健康保険及び国民年金の手続をし、当該保険料を納付した。」と証言していること、ii) オンライン記録によると、申立人と同様に当該期間において厚生年金保険被保険者記録が無い複数の同僚が、当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことが確認できること、iii) 上記の同僚から提出された同年10月の給与明細書によると、同月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できること、iv) 上記の同僚から提出された「平成3年分給与所得の源泉徴収票」に記されているA社における社会保険料の金額は、当該同僚から提出された給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね符合すること、v) 同社は10年11月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「A社は破産しており、資料は一切残存しないため、申立人の勤務実態及び保険料控除等は不明である。」と回答していることから判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが認められる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8611

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで

A社は、昭和44年11月1日からB厚生年金基金に加入しているが、年金記録を確認したところ同社の申立期間の標準報酬月額が、厚生年金基金の標準報酬月額の記録と相違していることが分かった。

保険料控除額が分かるものは無いが、厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額の記録に見合う保険料は控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額と同額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は20万円と記録されている。

しかし、A社が加入しているB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳（以下「基金加入員台帳」という。）によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、26万円と記録されていることが確認できる。

また、B厚生年金基金は、「申立期間当時は算定基礎届について7枚複写式（健保組合2枚、基金3枚、社会保険事務所2枚）のものを使用し、まとめて健康保険組合に提出してもらっていた。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金は、「設立時から現在まで基金加入員台帳は電算化しておらず、紙台帳で記録管理しており、紙台帳の書換えはしていない。また、訂正届等があった場合は二重線で訂正している。受託機関である信託銀行が保管する基金のデータと、基金加入員台帳は一致している。」と回答しており、申立人の申立期間の基金加入員台帳及び基金データには訂正履歴も無い。

加えて、複数の同僚は、「申立期間当時は、景気も良く給与が下がるという

ことは無かった。」と回答しており、また、A社の社会保険事務担当者は、「5年前に健康保険組合が解散したため提出枚数は変わったが、算定基礎届は、現在も複写式の届出用紙を使用しており、B厚生年金基金から厚生年金保険被保険者の氏名等を印字したものが送られてくるので、その用紙に必要事項を記載して当該基金に提出している。年金事務所に別に提出することはしていないため、申立期間も同様にしていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

私は、自分の年金記録を確認したところ、A社から関連会社に派遣され、同社に戻った際に1か月の空白があることが分かった。

申立期間について当時の資料は無いが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事記録並びに同僚の証言から、申立人は、申立期間において、同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「事務所間を異動したからといって保険料の控除を停止することは無い。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年3月の厚生年金保険被保険者原票の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
昭和39年にA社B工場から同社C営業所へ異動したが継続して勤めていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令原簿及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後にB社と合併し、現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和42年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月21日から同年7月1日まで

申立期間にB社D工場から関連企業であるA社に異動したが、継続して勤務しており、保険料も控除されていた。

転勤時の手続に誤りがあり厚生年金保険の記録に空白が生じたと思われるので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E健康保険組合から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」の記録、申立人と同日付けでB社からA社に異動した複数の同僚の証言及び同僚の一人が所持する給与明細書から判断して、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し（B社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚の雇用保険の記録及び上記複数の同僚の証言から判断すると、昭和42年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年7月の標準報酬月額の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後にB社と合併し、現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和42年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月21日から同年7月1日まで

申立期間にB社D工場から関連企業であるA社に異動したが、継続して勤務しており、保険料も控除されていた。

転勤時の手続に誤りがあり厚生年金保険の記録に空白が生じたと思われるので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E健康保険組合から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」の記録、申立人と同日付けでB社からA社に異動した複数の同僚の証言及び同僚の一人が所持する給与明細書から判断して、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し（B社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚の雇用保険の記録及び上記複数の同僚の証言から判断すると、昭和42年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年7月の標準報酬月額の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月30日から同年10月1日まで

B社に入社後、グループ会社であるA社及びC社に出向したが、勤務の中断は無く継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿、同社の回答及び当時の経理担当者の回答から判断して、申立人は、同社のグループ会社であるA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録によると、A社の離職日が昭和52年9月30日、B社の取得日が同年10月1日となっていることから判断して同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和52年8月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年10月1日

と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8617

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は3万円、申立期間③は18万6,000円、申立期間④は23万2,000円、申立期間⑤は23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑤までの当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月から 19 年 6 月まで
② 平成 18 年 7 月 14 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 7 月 13 日
⑤ 平成 19 年 12 月 14 日

A社で勤務していた申立期間①の標準報酬月額記録が、当時支給されていた給与より低い額になっている。また、申立期間②から⑤までの4回分の標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された取引明細表、課税庁から提出された平成19年度及び20年度市民税・県民税課税内容回答書並びに複数の同僚の給与明細書及び賞与明細書（以下「取引明細表等」という。）から判断する

と、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、取引明細表等から推認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、取引明細表等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、取引明細表等において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑤までについて、取引明細表等から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は3万円、申立期間③は18万6,000円、申立期間④は23万2,000円、申立期間⑤は23万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑤までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料の納付記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から同年12月まで
② 昭和62年1月から同年3月まで

私たち夫婦は「ねんきん定期便」により、申立期間①の国民年金保険料が全額申請免除された後に追納されたこと、及び申立期間②の保険料が全額申請免除とされていることを知った。しかし、申立期間①及び②当時、私たちは、「全額免除」、「追納」という言葉は知らず、免除申請及び追納をした覚えも無い。A市には何代も前から住んでおり、同市役所の職員にも知り合いが多く、生活状況に変化も無かったことから、免除申請を行うという恥ずかしい届出をするわけがない。申立期間①及び②の保険料は、今までどおり送られてきた納付書により、妻が夫婦二人分を順次金融機関で納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦に係るオンライン記録によると、申立期間①及び②の国民年金保険料については、免除申請が行われ、一旦は、当該期間全ての保険料の免除が承認されており、このうち、申立期間①は、昭和62年8月に追納により納付済みとされ、申立期間②は、引き続き全額申請免除とされていることが確認できる。申立人夫婦は、この申立期間①及び②についての保険料が全額申請免除とされ、申立期間①の保険料を追納により納付したとされていることに強い疑念を抱いており、申立期間①及び②の保険料については、妻が送付された納付書により、夫婦二人分を順次金融機関で納付したとして記録の訂正を求めている。

しかし、申立期間①及び②の国民年金保険料については、妻は納付した時期及び金額までは覚えていないとしており、当該期間の保険料納付状況の詳細は

不明であるほか、A市の検認状況表によると、当該期間の保険料は、昭和62年5月時点において「申請免除」とされている記録が確認でき、このことは前述のオンライン記録の免除承認期間とも一致し、当該期間の保険料が現年度保険料として納付された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録及びA市の検認状況表によると、申立期間①及び②前後の国民年金保険料の納付状況については、i) その前の年度(昭和60年度)である昭和60年4月から同年11月までは、同年11月及び同年12月にそれぞれ4か月分ずつ現年度保険料として納付され、同年12月から61年3月までは、未納のまま翌年度に至り、同年7月に過年度保険料として遡って納付されていること、ii) その直前の同年4月から同年6月までは、同年7月に一括納付されていること、iii) その後の年度(62年度)は、同年度内の保険料が全て現年度保険料の最終納付可能時期である翌年度の63年4月に遡って一括納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①及び②前後については、申立人の主張とは異なり、保険料の納付状況に変化が見受けられ、この不定期な保険料の納付状況を踏まえると、申立期間①及び②の保険料について、今までどおり送付された納付書により順次納付されていたと推認できる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、免除申請及び追納申込みを行った記憶や「全額免除」、「追納」という言葉も聞いたことは無いとしているものの、上述のとおり、オンライン記録では、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人夫婦共に同一の事務処理が行われていることが確認でき、これら全額申請免除及び追納に関する事務処理が申立人夫婦共に誤ったとは考え難く、この記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人夫婦が申立期間①及び②の国民年金保険料を現年度保険料として納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を現年度保険料として納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料の納付記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料の納付記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から同年12月まで
② 昭和62年1月から同年3月まで

私たち夫婦は「ねんきん定期便」により、申立期間①の国民年金保険料が全額申請免除された後に追納されたこと、及び申立期間②の保険料が全額申請免除とされていることを知った。しかし、申立期間①及び②当時、私たちは、「全額免除」、「追納」という言葉は知らず、免除申請及び追納をした覚えも無い。A市には何代も前から住んでおり、同市役所の職員にも知り合いが多く、生活状況に変化も無かったことから、免除申請を行うという恥ずかしい届出をするわけがない。申立期間①及び②の保険料は、今までどおり送られてきた納付書により、私が夫婦二人分を順次金融機関で納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦に係るオンライン記録によると、申立期間①及び②の国民年金保険料については、免除申請が行われ、一旦は、当該期間全ての保険料の免除が承認されており、このうち、申立期間①は、昭和62年8月に追納により納付済みとされ、申立期間②は、引き続き全額申請免除とされていることが確認できる。申立人夫婦は、この申立期間①及び②についての保険料が全額申請免除とされ、申立期間①の保険料を追納により納付したとされていることに強い疑念を抱いており、申立期間①及び②の保険料については、申立人が送付された納付書により、夫婦二人分を順次金融機関で納付したとして記録の訂正を求めている。

しかし、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人は納付した時期及び金額までは覚えていないとしており、当該期間の保険料納付状況の詳細

細は不明であるほか、A市の検認状況表によると、当該期間の保険料は、昭和62年5月時点において「申請免除」とされている記録が確認でき、このことは前述のオンライン記録の免除承認期間とも一致し、当該期間の保険料が現年度保険料として納付された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録及びA市の検認状況表によると、申立期間①及び②前後の国民年金保険料の納付状況については、i) その前の年度（昭和60年度）である昭和60年4月から同年11月までは、同年11月及び同年12月にそれぞれ4か月分ずつ現年度保険料として納付され、同年12月から61年3月までは、未納のまま翌年度に至り、同年7月に過年度保険料として遡って納付されていること、ii) その直前の同年4月から同年6月までは、同年7月に一括納付されていること、iii) その後の年度（62年度）は、同年度内の保険料が全て現年度保険料の最終納付可能時期である翌年度の63年4月に遡って一括納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①及び②前後については、申立人の主張とは異なり、保険料の納付状況に変化が見受けられ、この不定期な保険料の納付状況を踏まえると、申立期間①及び②の保険料について、今までどおり送付された納付書により順次納付されていたと推認できる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、免除申請及び追納申込みを行った記憶や「全額免除」、「追納」という言葉も聞いたことは無いとしているものの、上述のとおり、オンライン記録では、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人夫婦共に同一の事務処理が行われていることが確認でき、これら全額申請免除及び追納に関する事務処理が申立人夫婦共に誤ったとは考え難く、この記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人夫婦が申立期間①及び②の国民年金保険料を現年度保険料として納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を現年度保険料として納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料の納付記録を訂正する必要は認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3756（愛知国民年金事案 284 及び 3168 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、1 回目の申立ての際は、夫婦の国民年金保険料については、当初、夫は 150 円、私は 100 円を集金人に毎月納付し、その保険料額はすぐに上がった覚えがあり、申立期間当時、国民年金手帳は無く領収書をもらっていたが、その領収書は現在無いという内容で申立てをした。2 回目の申立ての際は、私の国民年金手帳に、「資格取得 昭和 36 年 4 月 1 日 資格喪失 昭和 60 年 9 月 2 日」と記載されており、この資格取得日から保険料を集金人に納付し、申立期間当時、国民年金手帳は無く領収書をもらっていたが、集金人から受け取った領収書は、現在所持する昭和 50 年度の領収書と同じものであったことを思い出したという内容で申立てをした。しかし、平成 20 年 7 月 24 日付け及び 23 年 10 月 13 日付けで、いずれも年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料などは見付かっていないが、私は国民年金保険料を集金人に 3 か月ごとに 300 円ずつ納付して領収書をもらっていた。納得ができないので、再度、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまでに 2 回、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）に申立てを行っており、これら申立てについては、いずれも集金人に国民年金保険料を納付し、領収書をもらったので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしいとするものである。

申立期間に係る 1 回目の申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和 41 年 4 月 13 日）を基準とすると、申立期間の一部は時効となり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人は申立期間当

時、国民年金に未加入であったため、保険料を集金人に納付することはできないこと、ii) 申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii) 申立人は、保険料額が100円の時から納付しており、すぐに保険料が上がった覚えがあるとしているが、申立期間中の保険料額は100円のままであり、保険料額が上がったのは42年1月からであること、iv) A市で集金による保険料納付が開始されたのは、37年11月以降であり、申立期間の初期においては集金人に保険料を納付することはできないほか、申立期間当時は国民年金手帳の交付は無かったとするなど、申立内容に不自然な点が見受けられることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づき平成20年7月24日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立期間に係る2回目の申立てについては、i) 申立人が所持する昭和41年4月13日発行の国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格記録としてその取得日が36年4月1日と記載されているが、この記載は、国民年金保険料が納付されたことを示すものではないこと、ii) A市によると、申立期間当時の保険料納付方法は国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式（昭和36年度から49年度まで）であり、納付書方式（規則検認）は、50年4月からであったとしていること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号払出時期以後においては、申立期間のうち、39年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料として納付が可能であったものの、同市は、過年度保険料を取り扱っておらず、集金人（国民年金推進員）に納付することはできなかつたとしており、申立人も保険料を遡ってまとめて納付した覚えは無いとしていることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づき平成23年10月13日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料などは見付かっていないが、再度審議をしてほしいとしているところ、この申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（岐阜）国民年金 事案 3757

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から59年3月まで

私が20歳になった昭和51年*月頃に、A市役所から国民年金の加入案内書が届いた。当時は、厚生年金保険に加入していない事業所に勤務しており、私が同市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月、自宅に来ていた集金人に私が現金で納付していたので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年*月頃にA市役所から国民年金の加入案内書が届き、その後、同市役所で加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、自宅に来ていた集金人に現金で納付していたとしているところ、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、59年11月又は同年12月頃に払い出されたと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、その手続の際に、同年4月1日を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿においても、国民年金の資格取得日は昭和59年4月1日と記載されており、申立期間については、未加入期間を意味する「納付不要」のゴム印が押されていることが確認でき、オンライン記録と同様、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 9 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に平成 10 年 4 月に入社した。申立期間は、育児休業から復帰した時期で、年金記録に反映されない期間とされているが、入社から現在まで同社に継続して勤務していることは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間を含む平成 23 年 6 月 7 日から 24 年 6 月 6 日までについては、厚生年金保険法第 81 条の 2 に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除期間であったことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された「月度実績検索」により、申立人は、平成 23 年 9 月 26 日付けで育児休業から復帰したことが確認できるところ、同社は、「当時、申立人の育児休業期間を訂正することを失念していた。」として、当該日から 2 年以上経過した 26 年 1 月 22 日付けで「厚生年金保険育児休業等取得者申出書（訂正届）」を日本年金機構に提出したことから、申立期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認又は推認できる場合とされているところ、A社は、「申立人の育児休業期間を訂正していなかったため、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しているとともに、同社から提出された「給与明細検索」及び「賃金台帳（給与）」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 30 日から 16 年 11 月 26 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、同社に継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した退職証明書及び同社から提出された平成11年分から16年分までの源泉徴収簿から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に在籍していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成11年10月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に適用事業所であったことが確認できない上、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日はオンライン記録と同日の同年10月30日と記載されている。

また、A社の元事業主は、「平成11年10月に会社倒産の危機にあって、一旦、社会保険の適用事業所でなくなる届出をし、健康保険は任意継続とした。年金は国民年金に切り替え、給与から国民年金保険料を控除し、納付した。」と回答している上、申立人は、健康保険任意継続被保険者の資格及び国民年金の資格を平成11年10月30日付けで取得していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給料支払明細書及び上記源泉徴収簿によると、申立期間のうち、平成11年10月から13年1月までについては、健康保険料及び所得税のほか1万3,300円が控除されていることが確認できるところ、

当該控除額は申立期間当時の国民年金保険料額と一致していることから、国民年金保険料であると推認できる上、同年2月以降については、当該国民年金保険料の控除は無く、ほかに厚生年金保険料と思料される控除も無いことから、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月から30年12月まで

A社に勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社に勤務していた証拠として日記を提出するので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店で厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「申立人とA社B支店で働いた。」と証言していること、申立人の妻から提出された日記に昭和27年10月から30年12月まで同社同支店に勤務していたとの記載があること、及びC社から提出された労働者名簿の職歴欄にA社B支店に27年10月に入社している旨の記載が確認できることから、申立期間において、申立人が同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「資料が残っていないので申立人の勤務実態及び雇用形態については不明であるが、当時、当社では、臨時職員という雇用形態があり、臨時職員については、正社員になるまでは、社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、A社B支店で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、「A社B支店では試用期間があり、試用期間後、正社員になるまで厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言していることから、申立期間当時、同社同支店では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで
申立期間当時、A社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言により、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社は、平成 21 年 9 月 * 日に解散している上、同社の元事業主は、「申立期間当時の人事及び総務事務については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「A社では、B製品を作っていた。」と述べているところ、A社の複数の同僚が、「B製品の製造はC部署が担当していたと思うが、正社員ではなく、雇員が多かったと思う。」「当時、正社員以外の雇用形態があり、仕事がある時だけ働く臨時の従業員は、社会保険に加入していなかったと思う。」「正社員は社会保険に加入していたが、日雇契約等のアルバイト形態の従業員は、加入していないことが多かったと思う。」と証言していることから、申立期間当時、同社においては必ずしも従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和 36 年 3 月 31 日付けで国民年金に加入し、申立期間を含む同年 4 月から 43 年 11 月までにおいて、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 43 年 4 月まで
年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）における標準報酬月額の記録が、支給されていた給与額よりも低い額になっていることが分かったので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間のうち、昭和 41 年 9 月から 42 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 43 年 4 月までは 2 万円の給与が支給されていたと思う。現在の記録はそれよりも低い記録となっているので、訂正してほしい。」と主張している。

しかし、A社は、平成 12 年 12 月 * 日に B社と合併し解散しているとともに、当時の事業主は既に死亡している上、同社は、「当時のことについては不明であり、資料も残っていない。」と回答していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げている A社の同僚は、「給与明細書は保管していないが、A社の標準報酬月額の記録は、当時の給与と一致していると思う。」と証言している。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間の標準報酬月額に係る遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8623

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 10 日から 36 年 2 月 15 日まで

私は、申立期間にA社B支店のC事業所で勤務していた。記録が無いのは納得がいかない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店の事務員として氏名を挙げた同僚は、申立期間に同社同支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、「申立人は、期間は不明であるが、A社B支店のC事業所で働いていた。」と証言していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社同支店のC事業所で勤務していたことがうかがわれる。

しかし、A社は、「当社が保管する『健康保険厚生年金保険被保険者台帳兼保険料控除計算書記録簿』に申立人の記録は見当たらず、勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、A社の事務担当者は、「当時の事業所は、現在の下請企業に当たり、事業所長が事業を請け負って作業していたものと思われる。」と証言しているところ、申立期間に同社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚も、「作業員は下請の各事業所長に雇用されていた。」と証言しているが、当時の事業所長は連絡先が不明であり、証言を得ることができない。

さらに、申立人は、C事業所は30人ぐらいであったとしているが、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できるのは13人のみであり、同事業所のほかに2事業所あったと同僚が証言していることから、同社同支店では、全ての作業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人はC事業所の同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実

態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。